

## 社会福祉法人函館共愛会と北海道函館工業高等学校との包括連携協定書

社会福祉法人函館共愛会（以下「甲」という。）と北海道函館工業高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもとに相互に協力し、幼児教育と高等教育の接続を意識し、子どもの健やかな成長と高校生の学びの深化による教育活動の充実、地域社会への貢献、人材育成を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 甲に属する教職員及び園児の乙への派遣と乙での活動に関する事項
- (2) 乙に属する教職員及び生徒の甲への派遣と甲での活動に関する事項
- (3) 教育についての情報交換及び交流に関する事項
- (4) その他甲と乙が同意する連携事業に関する事項

（実施）

第3条 連携事項の実施に関わる具体的事項及びその他必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がないときは、本協定は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様の扱いとする。

（遵守事項）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく連携・協力において、相手方から知り得た秘密事項について、第三者にこれを漏洩してはならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が誠意をもって協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、双方各1通を保有する。

令和 8年 2月 27日

甲 社会福祉法人函館共愛会

理事長

種田貴司

乙 北海道函館工業高等学校

校長

小野博道